

第49回理事会説明概要（第28回幹事会）

令和7年2月3日

① 議案1号

（令和7年1月20日）

議案第1号 「令和6年度収支予算の補正について」

本基金の職員給与は、豊橋市会計年度任用職員の給与規準を準用。人事院勧告を受け支給基準の見直しが行われたので、その改訂を準用し、補正するもの。

また、本年度中の資産運用状況を踏まえ補正予算を作成したもの。

3ページ・4ページ

本基金の職員人件費は、水源林保全流域協働事業、水源地域対策事業の事業費で各1名、法人会計の管理費で2名の人件費を計上している。

22行目からの（2）経常費用の部
科目の見直しにより、35行目賞与引当金繰入額を設け34行目賞与との調整及び基準の見直しを含め補正を行い、
水源林保全流域協働事業で計18万円、
水源地域対策事業で計27万円、
法人会計の46行目から48行目の計33万円、
総額で59行目右から2列目計の補正額78万円を計上。

※賞与引当金繰入額は令和7年6月支給の賞与のうち令和6年12月～令和7年3月分の費用にあたるもので、賞与から分けて計上。

資産運用による補正

12月末までに、基本基金で1件、設楽ダム水源地域対策事業費積立資産で2件、額面で計3億円の債券購入及び売却を行い、
1月には1件、額面9千万円の設楽ダム積立資産の債券が償還された。

債券購入のため売却した、基本基金の債券売却益554万5千円を62行目特定資産評価損益等に計上し法人会計に充て、
設楽ダム積立資産の債券売却益・償還益のうち834万3千円を62行目特定資産評価損益等に計上し事業費に充てるとともに、売却益の一部629万5千円を83行目特定資産評価損益等に計上し、同資産へ積み立てた。

経常収益の部3行目から21行目の間の二重線で囲んだ項目は、人件費の補正及び債券運用による利息の調整等を行った結果を補正計上したものの。

総額では、21行目右から2列目、経常収益計で859万7千円の減額、59行目経常費用で78万円の増額補正を行い、88行目正味財産期末残高では1951万8千円の増額を見込んでいる。

②議案第2号～第5号

(例年と同様の考え方)

議案第2号「令和7年度水源林対策事業負担金の負担割合について」

水源林地域対策事業業務方法書 第8条の規定により、水源林対策事業の負担割合を定める。

負担割合は、令和6年8月1日現在の推計人口に基づき、別冊の議案関係資料1ページのとおり算出した。

議案第3号「令和7年度 水源林保全流域協働事業 負担金の額について」
同事業業務方法書 第8条第2項の規定により、定めるもの。令和7年度の負担金の額は、令和5年度水道使用量（有収水量）1トン1円で算出。

議案第4号「令和7年度 水源林対策事業の標準単価について」

同事業助成金交付要領 第2、第2項の規定により、定めるもの。

標準単価は、愛知県の造林事業標準単価と長野県の信州の森林づくり事業標準単価を参考に、金額設定。

議案第5号「令和7年度水源林保全流域協働事業（人材育成・間伐推進事業）の標準単価について」

同事業業務方法書 第4条第1項事業助成金交付要領 第2第2項の規定により、定める。

人材育成事業1人当たり、人件費290万円・資格取得等経費10万円・新規採用年のみ森林作業装備品17万5千円の上限は昨年度と同額。

間伐推進事業の間伐材搬出事業は、1立方メートル当たり3千円とし、間伐推進事業の単価は、水源林対策事業の県内助成標準単価と同額。

③ 議案第6号、第7号

議案第6号「令和7年度事業計画について」

定款第10条第1項の規定により令和7年度の事業計画を定めるもの。

1 水源林地域対策事業の(1) 水源林対策事業

① の県内助成事業、助成総額は5,000万円。

19 ページをお願いします。

② の県外助成事業は、総額400万円を助成。

20 ページをお願いします。

(2) の水源林保全流域協働事業は、東三河8市町村による、水道使用量1トン1円相当額の負担金を財源として、各事業に助成するもので、助成総額は8,153万7,000円です。

①の助成対象事業は、設楽町はじめ4市町村が取り組む、人材育成事業、間伐推進事業、水源林整備協定事業と認定法人が取り組む森林づくり事業。

②の水源林管理事業は、財源不足分999万7,264円を水源林管理事業費積立資産から取り崩すもの。

市町村別事業計画等の資料を、別冊資料に添付

2 水源地域対策事業 ((1) 事業で前年度比マイナス2,476万円)

(1) 水源地域対策事業は、設楽ダムに係る水源地域の振興を図るため、記載の水源地域振興事業に対して、設楽町負担額の、800/1,000を助成。

(2) 特定水源地域対策事業

① 新城市(鳳来地域)水源地域対策基金事業は、新城市が鳳来地域で行う、記載の事業に要する経費に対して助成。

② 設楽ダム水源地域対策事業は、設楽町が設楽ダム水源地域で行う、記載の事業に要する経費に対して助成。

議案第7号「令和7年度収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みについて」

定款第10条第1項の規定により、定めるもの。

令和7年度、正味財産増減予算書

一般正味財産増減の部

1. 経常増減の部、(1) 経常収益

5行目基本財産受取利息、7行目基本基金受取利息及び13行目の財務調整積立資産受取利息は、法人会計に受け入れ、管理業務の財源に充てる。

8行目の水源林管理事業費積立資産受取利息～12行目の新城市（鳳来地域）の引当資産受取利息は、各事業の事業費に充てる。

14行目からの受取負担金は、事業実施のために使用する際に、指定正味財産から、一般正味財産に振り替える額。

20行目雑収益の受取利息は、7年度の水源林保全流域協働事業負担金の運用益で同事業の事業費に充てるもの。

21行目、経常収益計は、公益目的事業会計では**3億371万7千円**、法人会計の1,047万2千円を合わせ、**3億1,418万9千円**となる。

(2) 経常費用の事業費はすべて、公益目的事業会計で経理している。

事業費及び内容については、事業計画で説明した通り。

24ページ59行目、経常費用計としては、公益目的事業会計**3億1,912万4千円**、法人会計1,429万2千円、**計3億3,341万6千円**を計上する。

64行目、当期経常増減額は、水源地域対策事業で507万2千円が支出超過となる。また、新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業の不足分1,033万5千円は、特定費用準備資金の新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業費引当資産から取崩す。

2 経常外増減の部

(1) 計上外収益 (2) 経常外費用は無い。

74行目、他会計振替額は、先ほどの公2の水源地域対策事業の不足分、

507万2千円を法人会計から、振替えるもの。

75行目、当期一般正味財産増減額は、1,922万7千円のマイナス、一般正味財産期首残高は、7,563万6,620円、従いまして一般正味財産期末残高は、5,640万9,620円となる見込み。

78行目、指定正味財産増減の部

79行目から81行目の受取負担金は、事業を実施するため、県及び市町村からいただく負担金。

84行目、一般正味財産への振替額は、公益目的事業を実施するため、**2億3,461万7千円**を、振替えるもの。

従いまして、85行目、当期指定正味財産増減額は、**9,989万264円**のマイナスとなり、87行目、指定正味財産期末残高は**65億8,342万3,829円**となります。88行目、正味財産期末残高は、**66億3,983万3,449円**となる見込み。

25ページ、資金調達、及び設備投資の見込みですが、予定はない。

報告事項1、2

報告事項1「令和7年度財産運用計画について」

財産運用規則第5条第1項の規定に基づき、報告するもの。

当基金の投資有価証券の保有状況と運用益を記載している。

令和7年度中に満期となる債券は、設楽ダム積立資産に2件。

債券は満期保有を原則としながら、保有継続よりも、より多くの運用益を見込める場合には、財産運用規則第4条の規定に基づき、理事長の判断により預け替えも行うこともありますので、ご承知ください。

報告事項2「理事長・副理事長の職務執行状況について」

定款第33条第4項の規定により、理事長、副理事長の職務執行状況を報告するもの。